

府中市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 5 日

府中市長 高野 律 雄

府中市規則第 9 号

府中市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

府中市母子保健法施行細則（平成 25 年 3 月府中市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>(養育医療)</p> <p>第7条 省 略</p> <p>2～3 省 略</p> <p><u>4 省令第9条第4項に規定する養育医療券の再交付の申請は、養育医療券再交付申請書（第11号様式）により行うものとする。</u></p> <p>【削 除】</p>	<p>(養育医療)</p> <p>第7条 省 略</p> <p>2～3 省 略</p> <p><u>4 養育医療券の交付を受けた者で当該医療券を紛失又は汚損した者は、養育医療券再交付申請書（第11号様式）により市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>5 市長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者に対して養育医療券を再交付するものとする。</u></p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。